

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第20号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は委員会(以下「町長等」という。)は、条例第2条の規定により指定管理者の公募をするときは、上川町役場前掲示板への掲示又は広報紙への掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 条例第3条の規定による申請ができる団体は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、当該団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (6) 国税、地方税及びその他町の徴収金を滞納している者
- 2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定に係る申請書は、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 指定申請書(第1号様式)
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書等
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他団体の設立目的、組織及び運営方法を示す書類
 - エ 申請資格に関する申立書(第2号様式)
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(第2号様式)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書(第3号様式)
- (4) 管理に係る収支計画書(第4号様式)
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第4条、第5条及び第7条に規定する指定管理者の候補者の選定にあつては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、10人以内の委員をもつて組織する。

2 選定委員会の委員は、総務課長、税務住民課長、保健福祉課長、産業経済課長、教育次長その他町長が必要と認める者をもつて充てる。

(委員長等)

第7条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員が互選した者をもつて充てる。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 選定委員会の委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 [第6条](#)に規定する委員が、申請団体の役員に就いている場合は、当該団体の指定管理者の選定等に関与することができない。

(審議)

第10条 選定委員会は、公の施設に係る指定管理者に応募した団体について、次の事項について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

(1) 指定管理者の申請資格に関すること。

(2) 指定管理者の候補者の選定基準に関すること。

(3) 指定管理者の候補者を選定すること。

(4) 指定管理者の指定取消し等に関すること。

(関係者の出席)

第11条 委員長は必要があると認めるときは、選定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(指定の通知等)

第13条 [条例第8条第2項](#)に規定する指定管理者の指定の通知は、[第5号様式](#)により、また、指定管理者の指定の告示は、[第6号様式](#)によるものとする。

2 [前項](#)の規定は、告示した内容に変更があつた場合も同様とする。

(協定の締結)

第14条 [条例第9条第8号](#)に規定する町長等が別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 再委託の禁止に関する事項

(2) 関係法令の遵守に関する事項

(3) 事故発生時の報告に関する事項

(4) 公の施設の維持補修に係る責任分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項

(5) 公の施設の管理業務に係る経理並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項

(6) その他町長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月26日規則第16号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日規則第19号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

第1号様式

第1号様式

年 月 日

(町長等) 様

申請者(法人・団体)

所在地

名称

代表者名

指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	
施設の所在地	
提 出 書 類	(※提出する書類にレ印を記入すること。) <input type="checkbox"/> (1) 法人の登記簿謄本(法人の場合) <input type="checkbox"/> (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他団体の設立目的、組織及び運営方法を示す書類 <input type="checkbox"/> (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合) <input type="checkbox"/> (4) 申込資格に関する申立書(第2号様式) <input type="checkbox"/> (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(第2号様式) <input type="checkbox"/> (6) 管理を行う公の施設の事業計画書(第3号様式) <input type="checkbox"/> (7) 管理に係る収支計画書(第4号様式) <input type="checkbox"/> (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ) <input type="checkbox"/> (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ) <input type="checkbox"/> (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ) <input type="checkbox"/> (11) 団体の事業報告書(作成している場合) <input type="checkbox"/> (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれに相当する書類 <input type="checkbox"/> (13) その他町長等が必要と認める書類
担当責任者名	
連 絡 先	
そ の 他	

第2号様式

第2号様式

年 月 日

(町長等) 様

申請者(法人・団体)

所在地

名称

代表者名

(公の施設の名称) の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

※ 該当する項目の□にレ印を記入すること。

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

国税及び地方税の納税義務がない

(理由)

第3号様式

第3号様式

事業計画書				
団体名				
代表者名		設立年月日	年 月 日	
所在地				
電話番号		FAX番号		
e-mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
事業計画 (別紙可)				
【管理運営を行うに当たつての経営方針について】				
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について】				

【施設の管理について】

- 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)

- 2 職員の研修計画

- 3 経理

【施設の運営について】

- 1 年間の自主事業計画(「自主事業計画書」については別紙に記入のこと)

- 2 サービスを向上させるための方策

- 3 利用者等の要望の把握及び実現策

- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他 特記すべき事項があれば記入してください。】

自主事業計画書(年度)

(事業費単位：千円)

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

第4号様式

第4号様式

収支計画書(年度)

(単位:千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項			
目			
支出合計(B)			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
収支(A)-(B)			

※ 1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

第5号様式

第5号様式

(文 書 番 号)

年 月 日

(指定管理者名) 様

(町長等)



公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

(担当： 課 グループ 電話：)

第6号様式

第6号様式

(町又は委員会)告示第 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第20号)第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年 月 日

(町長等)



記

1 指定管理者の名称

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

3 管理を行わせる期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

5 利用料金に関する事項